

# 登別市創業支援事業補助金交付要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 登別市空き店舗活用事業補助金（第3条—第15条）
- 第3章 登別市事業所開設費補助金（第16条—第28条）
- 第4章 その他（第29条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この要綱は、市内で創業や新分野への進出、事業所を開設する者に対し、予算の範囲内において登別市空き店舗活用事業補助金及び登別市事業所開設費補助金を交付することにより、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗 市内において、商業、事務所、倉庫その他の事業の用に供している、あるいは供していた施設をいう。
- (2) 事業所 店舗、事務所その他の事業の用に供する拠点をいう。
- (3) 空き店舗 3月以上事業の用に供されていない店舗をいう。
- (4) 新たな事業活動 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により行うもの
  - イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立して行うもの
  - ウ 既に事業を営んでいる個人又は法人から事業を承継して行うもの
  - エ 既に事業を営んでいる個人又は法人が現在の事業所を継続しつつ、新たな事業所を開設し行うもの
  - オ 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新分野で事業を行うもの
  - カ 法人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新分野で事業を行うもの
  - キ 個人又は法人が、新たに地域の賑わい創出に資する事業を行うもので、地域の商店会等の推薦を受けたもの
- (5) 新分野 統計法（平成19年法律第53号）第28条の規定により統計基準として定められた日本標準産業分類において、現に営んでいる事業が属する中分類の業種区分以外の中分類の業種区分に該当する分野をいう。
- (6) 社会課題 少子高齢化、安全・安心、地域資源活用、環境等地域が抱える課題をいう。
- (7) 商店会等 市内にある商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商

店街振興組合、消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第3号に規定する個人事業者（以下「個人事業者」という。）を主たる構成員とする任意の商店会、飲食店を営む個人事業者を主たる構成員とする任意の飲食店組合及びその他市長が特に認めた団体をいう。

- (8) 創業支援団体 登別商工会議所及び地域金融機関（日本政策金融公庫、北海道銀行、北洋銀行、室蘭信用金庫、伊達信用金庫）をいう。
- (9) 着手 本要綱の規定に基づき登別市事業所開設費補助金の交付を受けようとする経費に係る契約又は発注等を行うことをいう。
- (10) 開業日 営業を開始した日をいう。

## 第2章 登別市空き店舗活用事業補助金 (補助対象者)

第3条 登別市空き店舗活用事業補助金（以下この章において「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下この章において「補助対象者」という。）は、市内において新たな事業活動を行う個人又は法人であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 登別商工会議所又は事業を営む地域の商店会等に参加する者であること。
- (2) おおむね1日に4時間以上、かつ、1週間に5日以上営業ができる者であること。
- (3) 補助金の交付を申請する時点において、納期の到来した市税等について完納している者であること。
- (4) 補助金の交付を申請する時点において、過去5年以内に次に掲げる補助金について、補助対象者の責めに帰すべき事由により交付の決定を取り消された者でないこと。
  - ア この章に規定する登別市空き店舗活用事業補助金
  - イ 次章に規定する登別市事業所開設費補助金
  - ウ 登別市商談会等出展補助金交付要綱（平成27年告示第71号）に規定する登別市商談会等出展補助金
  - エ 登別市商店街活性化事業補助金交付要綱（平成29年告示第77号）に規定する登別市店舗リフォーム補助金
- (5) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定される者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。ただし、スナック、バー等の食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業の許可を受けて事業を営む者を除く。
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業を行う者でないこと。
- (8) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行う者でないこと。
- (9) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は宗教活動

を目的とした事業を行う者でないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、商店会等が地域の社会課題に対応するための事業（以下「社会課題対応事業」という。）であって、次条第1項に該当する事業を実施する場合には補助対象者とする。ただし、前項第4号から第9号までに該当する者は除く。

#### （補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下この章において「補助対象事業」という。）

は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 空き店舗の借上げに係る契約期間が1年以上である事業
- (2) 空き店舗を活用しようとする期間について2年以上の計画が見込まれることを、創業支援団体より確認を受けた事業
- (3) 本市から直接又は間接に他の補助金の交付若しくは課税免除を受けていない事業。  
ただし、第3章に規定する登別市事業所開設費補助金についてはこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は除く。

- (1) 現に市内で行っている事業を廃止し、店舗を移転して新たに行う事業
- (2) 第三者への転貸を目的とする事業。ただし、社会課題対応事業を実施する場合を除く。

#### （補助対象期間等）

第5条 補助金の交付の対象となる期間（以下この章において「補助対象期間」という。）は、事業を開始する日が属する月から12月以内とする。ただし、補助対象事業のうち社会課題対応事業については、事業を開始する日が属する月から36月以内とする。

- 2 1月に営業した日数が15日に達しない場合は、補助対象期間の月数としてみなさないものとする。ただし、事業を開始する日が属する月についてはこの限りでない。
- 3 補助対象事業を行うための準備期間については、補助対象期間の月数としてみなさないものとする。

#### （補助対象経費等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）

は、補助対象期間における補助対象事業を行う部分の空き店舗の賃借料とする。ただし、共益費、本人又は三親等以内の親族が所有する空き店舗の賃借料、空き店舗の所有者が補助金の交付を受けようとする法人又は団体等の役員と同一の場合にかかる当該空き店舗の賃借料を除く。

- 2 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とし、月額5万円を限度とする。ただし、他の補助金等と併用して交付を受ける場合は、補助対象経費から他の補助金の額等を控除した額と比較し、小さい額を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 社会課題対応事業 補助対象経費の3分の2以内の額

(2) 前号に掲げる事業以外の補助対象事業 補助対象経費の2分の1以内の額

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、補助対象事業を開始する前に登別市空き店舗活用事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添え、市長に申請するものとする。
- 2 申請者は、補助金を他の補助金等と併用して交付を受けようとするときは、当該他の補助金等に関する書類を市長に提出するものとする。
  - 3 市長は、前2項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、同一の空き店舗において、過去に本要綱及び登別市商店街活性化事業補助金交付要綱（平成29年告示第77号）による改正前の登別市商店街活性化事業補助金交付要綱（平成25年告示第59号。以下「旧登別市商店街活性化事業補助金交付要綱」という。）に規定された登別市空き店舗活用事業補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を申請することができない。
  - 5 補助対象期間が翌年度に渡る場合において、翌年度の補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業を開始した年度の3月末日までに登別市空き店舗活用事業補助金交付申請書（継続）（別記様式第2号）に関係書類を添え、市長に申請するものとする。

(意見の聴取)

- 第8条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、必要に応じて、登別商工会議所及び関係する商店会等の意見を求めることができるものとする。

(交付の決定)

- 第9条 市長は、第7条の交付の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは登別市空き店舗活用事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、適当でないとき登別市空き店舗活用事業補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

- 第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下この章において「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、登別市空き店舗活用事業補助金（変更・中止）承認申請書（別記様式第5号）により、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の内容の変更が軽微であって、補助対象事業に要する経費の配分に著しい変更を及ぼさない場合はこの限りでない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、登別市空き店舗活用事業補助金（変更・中止）承認通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

- 第11条 交付決定者は、補助対象期間のうち次の各号に定める期間（以下この章におい

て「交付対象期間」という。)ごとに、登別市空き店舗活用事業補助金実施状況報告書(別記様式第7号)に関係書類を添え、交付対象期間の最終月の翌月10日までに市長に報告するものとする。ただし、次の各号に掲げる交付対象期間のうち第4号に規定する交付対象期間については、3月末日までに報告するものとする。

(1) 4月から6月

(2) 7月から9月

(3) 10月から12月

(4) 1月から3月

2 市長は、前項の報告があったときは、その内容について調査を行い、登別市空き店舗活用事業補助金調書(別記様式第8号)を作成するものとする。

3 交付決定者は、前項の調査により事業内容が適当と認められた場合は、登別市空き店舗活用事業補助金交付請求書(別記様式第9号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

4 市長は、前項の請求が適当と認める場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

#### (実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象期間が終了した日から30日以内の日又は交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、登別市空き店舗活用事業補助金実績報告書(別記様式第10号)に関係書類を添え、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の額を確定し、登別市空き店舗活用事業補助金額確定通知書(別記様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

#### (調査)

第13条 市長は、特に必要と認めた場合は、補助金の交付を受けた者に対して、必要な調査を行うことができるものとする。

#### (交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を求めることができる。

(1) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) 補助対象事業の施行の方法等が不適当と認められるとき。

(3) 申請等に不正の行為があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

#### (書類の整備)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

### 第3章 登別市事業所開設費補助金

#### (補助対象者)

第16条 登別市事業所開設費補助金（以下この章において「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下この章において「補助対象者」という。）は、市内において新たな事業活動を行う個人又は法人であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 登別商工会議所又は事業を営んでいる地域の商店会等に加入する者であること。
- (2) 補助金の交付を申請する時点において、納期の到来した市税等について完納している者であること。
- (3) 補助金の交付を申請する時点において、過去5年以内に次に掲げる補助金について、補助対象者の責めに帰すべき事由により交付の決定を取り消された者でないこと。
  - ア 前章に規定する登別市空き店舗活用事業補助金
  - イ この章に規定する登別市事業所開設費補助金
  - ウ 登別市商談会等出展補助金交付要綱（平成27年告示第71号）に規定する登別市商談会等出展補助金
  - エ 登別市商店街活性化事業補助金交付要綱（平成29年告示第77号）に規定する登別市店舗リフォーム補助金
- (4) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号から第3号までに規定される者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。ただし、スナック、バー等の食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けて事業を営む者を除く。
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業を行う者でないこと。
- (7) 政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行う者でないこと。
- (8) 宗教法人法第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行う者でないこと。
- (9) 本要綱及び登別市事業所開設費補助金交付要綱を廃止する告示（平成29年告示第78号）による廃止前の登別市事業所開設費補助金交付要綱（平成27年告示第55号。以下「旧登別市事業所開設費補助金交付要綱」という。）に基づく登別市事業所開設費補助金の交付を受けた者でないこと。

#### (補助対象事業)

第17条 補助金の交付の対象となる事業（以下この章において「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 2年以上の経営が見込まれることを、創業支援団体より確認を受けた事業
- (2) 交付の決定の日から6月以内の日又は交付の決定の日が属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに事業所を開設し、営業を開始することが見込まれる事業

- (3) 補助対象者が、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に規定する事業を営む市内に本社又は支社を有する法人若しくは個人に依頼して、事業所の新築、改造、改装等を行う事業
- (4) 本市から直接又は間接に他の補助金の交付若しくは課税免除を受けていない事業。ただし、第2章に規定する登別市空き店舗活用事業補助金についてはこの限りでない。
- (5) 第21条に規定する交付の決定後に着手した事業。ただし、やむを得ない事由により交付の決定前に着手する必要がある場合であって、市長にその旨を届け出たときはこの限りでない。

#### （補助対象経費等）

- 第18条 補助金の交付の対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）は、建物の新築、改造又は改装に要する経費及び建物と一体となって機能する設備費とする。
- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第1項の規定により、市が策定した創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業による支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定に基づく市長の証明を受けた者である場合は、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。
  - 4 前2項の規定にかかわらず、他の補助金等と併用して交付を受ける場合は、補助対象経費から他の補助金の額等を控除した額と比較し、小さい額を限度とする。
  - 5 第2項及び第3項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

#### （補助金の交付申請）

- 第19条 補助金の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、登別市事業所開設費補助金交付申請書（別記様式第12号）に関係書類を添えて市長に申請するものとする。
- 2 申請者は、第17条第5号ただし書の規定により事前に着手をしようとするときは、登別市事業所開設費補助金事前着手申出書（別記様式第13号）を市長に提出するものとする。
  - 3 申請者は、補助金を他の補助金等と併用して交付を受けようとするときは、当該他の補助金等に関する書類を市長に提出するものとする。

#### （意見の聴取）

- 第20条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、必要に応じて、登別商工会議所及び関係する商店会等の意見を求めることができるものとする。

#### （交付の決定）

- 第21条 市長は、前条の交付の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当

と認めたときは、登別市事業所開設費補助金交付決定通知書（別記様式第14号）により、適当でないと認めたときは登別市事業所開設費補助金不交付決定通知書（別記様式第15号）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第22条 補助金の交付の決定を受けた者（以下この章において「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、登別市事業所開設費補助金（変更・中止）承認申請書（別記様式第16号）により市長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の内容の変更が軽微であって、補助対象事業に要する経費に著しい変更を及ぼさない場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、登別市事業所開設費補助金（変更・中止）承認通知書（別記様式第17号）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

（実績報告）

第23条 交付決定者は、開業日から30日以内又は交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに登別市事業所開設費補助金実績報告書（別記様式第18号）に関係書類を添えて、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の額を確定し、登別市事業所開設費補助金額確定通知書（別記様式第19号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第24条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、登別市事業所開設費補助金交付請求書（別記様式第20号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求が適当と認める場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（調査）

第25条 市長は、特に必要と認めた場合には、補助金の交付を受けた者に対して、必要な調査を行うことができるものとする。

（取得財産等の管理及び処分等）

第26条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下この章において「取得財産等」という。）の管理に当たっては、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効率的に運用するものとする。

- 2 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の完了の日の属する年度を含む2年間は、原則、取得財産等を処分してはならない。ただし、登別市事業所開設費補助金財産処分等承認申請書（別記様式第21号）を市長に提出し、承認を受けた場合はこの限りでない。
- 3 市長は、前項ただし書の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登別市事業所開設費補助金財産処分等審査結果通知書（別記様式第22号）により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第27条 市長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 事業の施行方法等が不相当と認められるとき。
- (3) 申請等に不正の行為があると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 市長は、前条第2項の規定により取得財産等を処分し、収入を得たときは、既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を求めることができる。

（書類の整備）

第28条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

## 第4章 その他

（その他）

第29条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
（登別市商店街活性化事業補助金交付要綱の全部改正に伴う経過措置）
- 2 この要綱の施行前に旧登別市商店街活性化事業補助金交付要綱の規定によってした交付の決定であって、この要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした交付の決定とみなす。  
（登別市事業所開設費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）
- 3 この要綱の施行前に旧登別市事業所開設費補助金交付要綱の規定によってした交付の決定であって、この要綱に相当の規定があるものは、これらの規定によってした交付の決定とみなす。

附 則（平成30年告示第54号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第38号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第41号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第62号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第62号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第58号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第38号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

登別市空き店舗活用事業補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
 氏名又は名称及び代表者名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

登別市創業支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付の決定にあたり、税務資料等を閲覧することについて了承します。

記

1	店舗所在地	登別市	町	丁目	番地
	店舗名				電話
2	業種				
3	事業開始（予定日）		年	月	日
4	店舗所有者	住所			
		氏名			電話
5	賃借料（月額）			円	
6	建物の契約期間		年	月	日～ 年 月 日
	交付申請金額		円		
7	（賃借料（月額）		円×1/2（2/3）＝		円（1,000円未満切捨て）× か月）
	（年度末までの総額）		（	月から	月までの か月分）
8	関係書類				
	(1) 事業計画書及び誓約書				
	(2) 世帯全員の住民票（法人にあつては代表者）の写し				
	(3) 法人の場合は、定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（※1）				
	(4) 個人事業主の場合は、所得税法第229条の規定により税務署長に提出している個人事業の開業・廃業等届出書の写し（※2）				
	(5) 建物賃貸借契約書の写し				
	(6) 市税等の納付状況を確認できる書類（納税証明書（未納がない証明）等）				
	(7) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合のみ）（※2）				
	(8) 登別市に提出する法人等の設立申告書の控え（※2）				
	(9) 団体等加入状況確認書（※2）				
	(10) 創業支援団体より事業計画の確認を受けたことがわかる書類				
	(11) その他市長が必要と認める書類				

（※1）新たに法人を設立する場合は、営業開始前までの提出でも可とする。

（※2）営業開始前までの提出でも可とする。ただし、営業開始前までの提出が困難な場合に限り、開業日から30日以内、交付決定の日の属する会計年度の3月末日、又は第11条に規定する実施状況報告書の最初の提出日のいずれか早い日までの提出でも可とする。



### 3 新たに行う事業の概要

経営理念・方針		
事業の概要		
今後の事業計画	1年目	
	2年目	

### 4 新たに行う事業の見通し

		1年目	2年目	売上高、売上原価（仕入高）、経費を計算した根拠	
		( 年 月～ 年 月)	( 年 月～ 年 月)	1年目	2年目
売上高	①				
補助金					
売上原価	②				
売上総利益 (①－②)	③				
経費	人件費				
	家賃				
	支払利息				
	減価償却費				
	その他				
	合計	④			
営業利益	(③－④)				

# 誓約書

私は、登別市創業支援事業補助金交付要綱第3条第1項に基づく補助対象者であることを誓約します。

チェック欄	
	<p>私は、過去5年以内に次に掲げる補助金について、補助対象者の責めに帰すべき事由により交付の決定を取り消された者ではありません。</p> <p>ア 登別市創業支援事業補助金交付要綱（平成29年告示第76号）に規定する登別市空き店舗活用事業補助金</p> <p>イ 登別市創業支援事業補助金交付要綱に規定する登別市事業所開設費補助金</p> <p>ウ 登別市商談会等出展補助金交付要綱（平成27年告示第71号）に規定する登別市商談会等出展補助金</p> <p>エ 登別市商店街活性化事業補助金交付要綱（平成29年告示第77号）に規定する登別市店舗リフォーム補助金</p>
	<p>私は、登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定される者ではありません。</p>
	<p>私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者（ただし、スナック、バー等の食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業の許可を受けて事業を営む者を除く。）ではありません。</p>
	<p>私は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業を行う者ではありません。</p>
	<p>私は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行う者ではありません。</p>
	<p>私は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行う者ではありません。</p>

年 月 日

登別市長 様

住 所  
氏 名

別記様式第2号（第7条関係）

登別市空き店舗活用事業補助金交付申請書（継続）

年 月 日

登別市長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

登別市創業支援事業補助金交付要綱第7条第5項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

1	店舗所在地	登別市	町	丁目	番地
	店舗名				電話
2	店舗所有者	住所			
		氏名			電話
3	賃借料（月額）				円
4	建物の契約期間	年	月	日～	年 月 日
	交付申請金額				円
5	（賃借料（月額）				円×1/2（2/3）＝
					円（1,000円未満切捨て）× か月）
					（ 月から 月までの か月分）

登 第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 様

登別市長

登別市空き店舗活用事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、登別市創業支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額	円
交付対象期間	年 月から 年 月まで

【注意事項】

- 1 交付決定の日の属する会計年度の3月末日までに登別市空き店舗活用事業補助金実績報告書（別記様式第10号）に必要書類を添えて市長に提出しなければなりません。
- 2 申請の内容に変更が生じたときは、登別市空き店舗活用事業補助金（変更・中止）承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければなりません。ただし、補助対象事業の内容の変更が軽微であって、補助対象事業に要する経費に著しい変更を及ぼさない場合はこの限りではありません。
- 3 この交付決定に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければなりません。
- 4 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。また、補助金を既に交付しているときは、補助金の返還を請求することがあります。
  - (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
  - (2) 事業施行方法等が不相当と認められるとき。
  - (3) 申請等に不正の行為があると認められるとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。
- 5 補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助金の請求をするときは、本書の写しを添付してください。

別記様式第4号（第9条関係）

登 第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 様

登別市長

登別市空き店舗活用事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました登別市空き店舗活用事業補助金について、登別市創業支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり不交付となりましたので通知します。

記

不交付の理由

別記様式第5号（第10条関係）

登別市空き店舗活用事業補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日

登別市長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた登別市空き店舗活用事業補助金について、事業内容等を（変更・中止）したいので、登別市創業支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 （変更・中止）の理由（具体的に記入してください。）

--

2 補助金額

変更前	円
変更後	円
差引額	円

3 変更の内容（具体的に記入してください。）

変更前	
変更後	

添付書類

- (1) 変更等の内容が確認できる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

別記様式第6号（第10条関係）

登 第 号  
年 月 日

氏名又は名称及び代表者名 様

登別市長

登別市空き店舗活用事業補助金（変更・中止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のありました登別市空き店舗活用事業補助金の（変更・中止）について、登別市創業支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

記

審査結果	承認・不承認
承認・不承認 の理由	

別記様式第7号（第11条関係）

登別市空き店舗活用事業補助金実施状況報告書

年 月 日

登別市長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた登別市空き店舗活用事業補助金について、登別市創業支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1	店舗所在地	登別市	町	丁目	番地
	店舗名				
2	業種				
3	営業開始日	年	月	日	
4	対象営業期間	年	月	日～	年 月 日
5	関係書類	対象営業期間の賃借料の支払いがわかるもの（写しでも可） （例）領収証、振込通知、預金通帳等			
6	調査内容				
	(1) 営業日数	日			
	(2) 営業時間	:	～	:	
	(3) 定休日				

登別市空き店舗活用事業補助金調書

年 月 日

1	店舗所在地 店舗名	登別市	町	丁目	番地			
2	補助対象期間	年	月	日	～	年	月	日
3	調査日	年	月	日				
4	調査結果							

調査担当者

別記様式第9号（第11条関係）

登別市空き店舗活用事業補助金交付請求書

年 月 日

登別市長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた登別市空き店舗活用事業補助金について、登別市創業支援事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 対象期間 \_\_\_\_\_ 月分から \_\_\_\_\_ 月分まで

2 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

3 振込先

振込先 金融機関	銀 行 信用金庫 組 合								本 店 支 店 出張所
口座種別	普 通 当 座	口座番号							
フリガナ									
名 義 人									

別記様式第10号（第12条関係）

登別市空き店舗活用事業補助金実績報告書

年 月 日

登別市長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた登別市空き店舗活用事業補助金について、登別市創業支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1	店舗所在地	登別市	町	丁目	番地
	店舗名				
2	補助対象期間	年	月	日～	年 月 日
3	補助金受領額（総額）				円
4	関係書類	事業実績書	収支実績書		
5	その他				

別記様式第11号（第12条関係）

登 第 号  
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名 様

登別市長

登別市空き店舗活用事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告を受けた登別市空き店舗活用事業補助金について、登別市創業支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金額が確定しましたので通知します。

記

確定補助金額	円
--------	---

【注意事項】

- 1 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の交付を受けた者に補助金の返還を求めることがあります。
  - (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
  - (2) 事業施行方法等が不相当と認められるとき。
  - (3) 申請等に不正の行為があると認められるとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

別記様式第 1 2 号 (第 1 9 条関係)

登別市事業所開設費補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
 氏名又は名称及び代表者名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

登別市創業支援事業補助金交付要綱第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1	補助対象事業で行う事業の内容
2	特定創業支援事業による支援の有無 有 無
3	補助対象事業に要する経費及び補助金交付申請額 補助対象事業に要する経費 円 交付申請額 円(※1,000円未満切捨て)
4	事業の実施期間 工事の着手日(予定) 年 月 日 工事の完了日(予定) 年 月 日
5	開業日(予定) 年 月 日
6	関係書類 (1) 事業計画書及び誓約書 (2) 世帯全員の住民票(法人にあっては代表者)の写し (3) 法人の場合は、定款及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(※1) (4) 個人事業主の場合は、所得税法第 2 2 9 条の規定により税務署長に提出している 個人事業の開業・廃業等届出書の写し(※2) (5) 見積書又は契約書の写し (6) 市税等の納付状況を確認できる書類(納税証明書(未納がない証明)等) (7) 着手前の状況がわかる写真 (8) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 7 条第 1 項に規定する認定特定創業 支援事業により支援を受けたことの証明の写し(該当する場合のみ) (9) 営業許可証の写し(許認可を必要とする場合のみ)(※2) (10) 登別市に提出する法人等の設立申告書の控え(※2) (11) 団体等加入状況確認書(※2) (12) 創業支援団体より事業計画の確認を受けたことが分かる書類 (13) その他市長が必要と認める書類

(※1) 新たに法人を設立する場合は、実績報告書への添付でも可とする。

(※2) 実績報告書への添付でも可とする。



### 3 新たに行う事業の概要

経営理念・方針		
事業の概要		
今後の事業計画	1年目	
	2年目	

### 4 新たに行う事業の見通し

		1年目	2年目	売上高、売上原価（仕入高）、経費を計算した根拠	
		( 年 月～ 年 月)	( 年 月～ 年 月)	1年目	2年目
売上高	①				
補助金					
売上原価	②				
売上総利益 (①－②)	③				
経費	人件費				
	家賃				
	支払利息				
	減価償却費				
	その他				
	合計	④			
営業利益 (③－④)					

5 新たに行う事業の資金計画

(1) 支出

必要な資金		金額	補助対象経費
設備 資金	店舗	円	円
	内 訳	円	円
		円	円
	機械装置・備品	円	円
	内 訳	円	円
円		円	
運 転 資 金	商品仕入・経費支払代金	円	
	内 訳	円	
		円	
合計 ((C) と同じ金額)		(A) 円	(B) 円

調達方法	金額
自己資金	円
補助金	円
内訳	円
	円
借入金	円
内訳	円
	円
合計 ((A) と同じ金額)	(C) 円

(2) 収入

6 交付申請額の算出

補助対象経費の合計 (B)  $\times 1/2 =$   円 …D

(1) 第18条第2項に該当する場合

Dと30万円を比較して低い額  円 …E

(2) 第18条第3項に該当する場合

Dと50万円を比較して低い額  円 …F

別記様式第1号の補助対象事業に要する経費には「B」の金額、交付申請額には「E」又は「F」のうち該当の金額を記載してください。

# 誓約書

私は、登別市創業支援事業補助金交付要綱第16条に基づく補助対象者であることを誓約します。

チェック欄	
	私は、過去5年以内に次に掲げる補助金について、補助対象者の責めに帰すべき事由により交付の決定を取り消された者ではありません。 ア 登別市創業支援事業補助金交付要綱（平成29年告示第76号）に規定する登別市空き店舗活用事業補助金 イ 登別市創業支援事業補助金交付要綱に規定する登別市事業所開設費補助金 ウ 登別市商談会等出展補助金交付要綱（平成27年告示第71号）に規定する登別市商談会等出展補助金 エ 登別市商店街活性化事業補助金交付要綱（平成29年告示第77号）に規定する登別市店舗リフォーム補助金
	私は、登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定される者ではありません。
	私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者（ただし、スナック、バー等の食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業の許可を受けて事業を営む者を除く。）ではありません。
	私は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業を行う者ではありません。
	私は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行う者ではありません。
	私は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行う者ではありません。

年 月 日

登別市長 様

住 所  
氏 名

登別市事業所開設費補助金事前着手申出書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
氏名又は名称及び代表者名 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで登別市事業所開設費補助金の申請をしていたところですが、登別市創業支援事業補助金交付要綱第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助対象となる工事について交付決定前に着手したいので、申し出ます。

なお、審査の結果、補助金の不交付が決定した、又は交付申請額未満の金額に減額された場合において異議を申し出ません。

記

1 補助対象事業のうち事前着手する内容

2 事前着手理由

3 事業の実施期間

工事の着手日（予定） 年 月 日

工事の完了日（予定） 年 月 日

4 開業日（予定） 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名 様

登別市長

登別市事業所開設費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、登別市創業支援事業補助金交付要綱第21条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額	円
-------	---

【注意事項】

- 1 開業日から30日以内の日又は交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに登別市事業所開設費補助金実績報告書（別記様式第18号）に必要書類を添えて市長に提出しなければなりません。
- 2 申請の内容に変更が生じたときは、登別市事業所開設費補助金（変更・中止）承認申請書（別記様式第16号）を市長に提出しなければなりません。ただし、補助対象事業の内容の変更が軽微であって、補助対象事業に要する経費に著しい変更を及ぼさない場合はこの限りではありません。
- 3 この交付決定に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければなりません。
- 4 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。また、補助金を既に交付しているときは、補助金の返還を請求することがあります。
  - (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
  - (2) 事業施行方法等が不相当と認められるとき。
  - (3) 申請等に不正の行為があると認められるとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。
- 5 補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助金の請求をするときは、本書の写しを添付してください。

別記様式第15号（第21条関係）

登 第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 様

登別市長

登別市事業所開設費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました登別市事業所開設費補助金について、  
登別市創業支援事業補助金交付要綱第21条の規定に基づき、次のとおり不交付となりましたので通知します。

記

不交付の理由

別記様式第16号（第22条関係）

登別市事業所開設費補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日

登別市長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた事業について、事業内容等を（変更・中止）したいので、登別市創業支援事業補助金交付要綱第22条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 （変更・中止）の理由（具体的に記入してください。）

--

2 補助金額

変更前	円
変更後	円
差引額	円

3 変更の内容（具体的に記入してください。）

変更前	
変更後	

添付書類

- (1) 変更等の内容が確認できる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

別記様式第17号（第22条関係）

登 第 号  
年 月 日

氏名又は名称及び代表者名 様

登別市長

登別市事業所開設費補助金（変更・中止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のありました登別市事業所開設費補助金の変更について、登別市創業支援事業補助金交付要綱第22条第2項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

記

審査結果	承認・不承認
承認・不承認 の理由	

登別市事業所開設費補助金実績報告書

年 月 日

登別市長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付け登 第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定を受けた登別市事業所開設費補助金について、登別市創業支援事業補助金交付要綱第23条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 開業日 年 月 日
- 2 法人等の設立日 年 月 日
- 3 事業を開始した場所 登別市
- 4 事業所名 「 \_\_\_\_\_ 」
- 5 役員及び従業員数等 役員 名（本人含む）  
従業員 名（内パート等 名）
- 6 補助対象経費の精算

経費区分	申請額	精算額	備考
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計	円	円	

添付資料

- (1) 領収書又は支払いの内容がわかる書類
- (2) 完了後の状況がわかる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

登 第 号  
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名 様

登別市長

登別市事業所開設費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告を受けた登別市事業所開設費補助金について、登別市創業支援事業補助金交付要綱第23条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金額が確定しましたので通知します。

記

確定補助金額	円
--------	---

【注意事項】

- 1 本補助金交付額確定通知書を受けたときは、速やかに「登別市事業所開設費補助金交付請求書（別記様式第20号）」を提出してください。
- 2 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の交付を受けた者に補助金の返還を求められます。
  - (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
  - (2) 事業施行方法等が不相当と認められるとき。
  - (3) 申請等に不正の行為があると認められるとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

別記様式第20号（第24条関係）

登別市事業所開設費補助金交付請求書

年 月 日

登別市長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付け登 第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定を受けた登別市事業所開設費補助金について、登別市創業支援事業補助金交付要綱第24条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

交付請求額	円
-------	---

※『登別市事業所開設費補助金額確定通知書（別記様式第19号）』に記載された金額を記入してください。

振込先

金融機関名	
支店名	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
フリガナ	
口座名義	
口座番号	

請求者氏名と口座名義人は同一としてください。

別記様式第 2 1 号 (第 2 6 条関係)

登別市事業所開設費補助金財産処分等承認申請書

年 月 日

登別市長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付け登 第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定を受けた登別市事業所開設費補助金について、登別市創業支援事業補助金交付要綱第 2 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 処分等の方法 (該当する項目を ○で囲んでくださ い。)	移転・売却・譲渡・交換・貸与・廃棄・その他 その他については、具体的に記入してください。  [ ]
2 処分等の時期	年 月 日
3 処分等の理由	
4 処分等の条件	(処分することによって収益があった場合は、その額を記載してください。)

別記様式第 2 2 号（第 2 6 条関係）

登 第 号  
年 月 日

氏名又は名称及び代表者名 様

登別市長

登別市事業所開設費補助金財産処分等審査結果通知書

年 月 日付けで承認申請のありました登別市事業所開設費補助金に係る財産処分について、登別市創業支援事業補助金交付要綱第 2 6 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

記

審査結果	承認・不承認
承認・不承認 の理由	